

議案第 18 号

高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
高知県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 日から、高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合を脱退させ、これに伴い高知県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

高知県市町村総合事務組合規約（高知県指令 16 高市振第 1983 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 一部事務組合の項中「芸東衛生組合」及び「高幡西部特別養護老人ホーム組合」を削る。

別表第 2 第 3 条第 1 号に関する事務の項中「芸東衛生組合、」及び「、高幡西部特別養護老人ホーム組合」を削る。

別表第 3 の 1 の項中「、芸東衛生組合」及び「、高幡西部特別養護老人ホーム組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。